

級 別 資 格 基 準 表

1 行政職給料表

学 歴 免 許 等	職 務 の 級				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
大 学 卒	0	3	7	11	13
短 大 卒	0	5	9	13	15
高 校 卒	0	7	11	15	17
中 学 卒	3	11	15	19	21

2 公安職給料表

学 歴 免 許 等	職 務 の 級					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
高 校 卒	0	2	5	10	16	18
中 学 卒	4	6	9	14	20	22

3 教育職給料表（一）

職 種	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級
教諭に相当する職務 養護教諭に相当する職務 栄養教諭に相当する職務	大 学 卒		0
	短 大 卒	0	2.5
助教諭に相当する職務 養護助教諭に相当する職務 講師に相当する職務 実習助手に相当する職務 寄宿舍指導員に相当する職務	大 学 卒	0	別に定める
	短 大 卒	0	別に定める
	高 校 卒	0	別に定める

4 教育職給料表（二）

職 種	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級
教諭に相当する職務 養護教諭に相当する職務 栄養教諭に相当する職務	大 学 卒		0
	短 大 卒		0
助教諭に相当する職務 養護助教諭に相当する職務 講師に相当する職務	大 学 卒	0	別に定める
	短 大 卒	0	別に定める
	高 校 卒	0	別に定める

5 研究職給料表

学 歴 免 許 等	職 務 の 級		
	1 級	2 級	3 級
大 学 卒	0	1	別に定める
短 大 卒	0	2.5	別に定める
高 校 卒	0	5	別に定める
中 学 卒	3	9	別に定める

6 医療職給料表（一）

職 種	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級
医師に相当する職務 歯科医師に相当する職務	大 学 6 卒	0	別に定める

7 医療職給料表（二）

職 種	学歴免許等	職 務 の 級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
獣医師に相当する職務	大 学 6 卒		0	2	5	別に定める
薬剤師に相当する職務	大 学 6 卒		0	2	5	別に定める
	大 学 卒		0	5	8	別に定める
栄養士に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 卒	0	1.5	7	別に定める	別に定める
診療放射線技師に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 3 卒	0	1	6	別に定める	別に定める
診療エックス線技師に相当する職務	短 大 卒	0	1.5	7	別に定める	別に定める
臨床検査技師に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 3 卒	0	1	6	別に定める	別に定める
衛生検査技師に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 卒	0	1.5	7	別に定める	別に定める
臨床工学技士に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 3 卒	0	1	6	別に定める	別に定める
理学療法士に相当する職務 作業療法士に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 3 卒	0	1	6	別に定める	別に定める
視能訓練士に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 3 卒	0	1	6	別に定める	別に定める
言語聴覚士に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 3 卒	0	1	6	別に定める	別に定める
義肢装具士に相当する職務	短 大 3 卒	0	1	6	別に定める	別に定める
歯科衛生士に相当する職務	短 大 卒	0	1.5	7	別に定める	別に定める
	高校専攻科卒	0	4	9	別に定める	別に定める
歯科技工士に相当する職務	短 大 卒	0	1.5	7	別に定める	別に定める
	高 校 卒	0	5	10	別に定める	別に定める
あん摩マッサージ指圧師に相当する職務 はり師に相当する職務 きゅう師に相当する職務 柔道整復師に相当する職務	短 大 3 卒	0	1	6	別に定める	別に定める
	短 大 2 卒	0	1.5	7	別に定める	別に定める
	高 校 卒	0	5	10	別に定める	別に定める
その他	短 大 卒	0	別に定める	別に定める		
	高 校 卒	0	別に定める	別に定める		
	中 学 卒	4	別に定める	別に定める		

8 医療職給料表（三）

職 種	学歴免許等	職 務 の 級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
保健師に相当する職務 助産師に相当する職務 看護師に相当する職務	大 学 卒		0	5	別に定める	別に定める
	短 大 卒		0	7	別に定める	別に定める
准看護師に相当する職務	准 看 護 師 養 成 所 卒	0	別に定める			